

2019年9月24日

特例退職者医療制度ご加入の皆様
任意継続被保険者制度ご加入の皆様

富士通健康保険組合

消費税率引き上げに伴う口座振替手数料改定について

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申しあげます。

2019年10月1日からの消費税率（地方消費税率を含む）が現行の8%から10%に引き上げられる
予定です。

税率の引き上げに伴い、当健保組合の口座振替手数料を同日以降、以下のとおり改定いたしますので、
ご案内いたします。

記

1. 改定日

2019年10月1日

2. 改定内容

	現行 2019年9月30日まで	改定後 2019年10月1日以降
消費税率	8%	10%
口座振替手数料（税込）	108円	110円

※消費税抜きの手数料に変更はなく、消費税引上げ部分のみの改定となります。||

以 上

適用給付レセプトグループ

特例退職担当・任意継続担当

電話：044-738-3010

※音声案内の【1】【3】を押してください。